

神奈川県議会基本条例の一部改正について

1 条例改正の理由

大規模な災害その他の緊急事態への県議会としての対応について規定するため、所要の改正を行う。

2 条例改正の内容

「神奈川県議会基本条例新旧対照表」のとおり

3 施行期日

公布の日

新旧対照表

○神奈川県議会基本条例

新	旧
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 県議会 (第7条～<u>第11条</u>)</p> <p>第4章 県民と県議会 (<u>第12条・第13条</u>)</p> <p>第5章 県議会と知事等の関係 (<u>第14条～第17条</u>)</p> <p>第6章 他の条例との関係等 (<u>第18条・第19条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(<u>大規模な災害その他の緊急事態への対応</u>)</p> <p><u>第11条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>第12条～第19条</u> (略)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 県議会 (第7条～<u>第10条</u>)</p> <p>第4章 県民と県議会 (<u>第11条・第12条</u>)</p> <p>第5章 県議会と知事等の関係 (<u>第13条～第16条</u>)</p> <p>第6章 他の条例との関係等 (<u>第17条・第18条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>第11条～第18条</u> (略)</p>

神奈川県議会基本条例の一部を改正する条例

神奈川県議会基本条例（平成20年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第11条」に、「第11条・第12条」を「第12条・第13条」に、「第13条～第16条」を「第14条～第17条」に、「第17条・第18条」を「第18条・第19条」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第5章中第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第4章中第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第3章中第10条の次に次の1条を加える。

（大規模な災害その他の緊急事態への対応）

第11条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。